

(平成24年12月5日報道資料抜粋)

## 年金記録に係る苦情のあっせん等について

### 年金記録確認神奈川地方第三者委員会分

#### 1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	6 件
国民年金関係	1 件
厚生年金関係	5 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	7 件
国民年金関係	4 件
厚生年金関係	3 件

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和 62 年 7 月から 63 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 42 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 62 年 7 月から 63 年 3 月まで

社会保険事務所（当時）から、私の国民年金保険料が未納となっていることを指摘されたため、私の母親が、市役所の支所で私の国民年金の加入手続きを行い、私の保険料を後日送られてきた納付書によりまとめて納付してくれた。納付した金額は 7 万円ぐらいであった。

申立期間の国民年金保険料が未納とされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、社会保険事務所から申立人の国民年金保険料が未納となっていることを指摘されたため、その母親が、申立人の申立期間の保険料を、遡ってまとめて納付してくれたと主張している。これについては、申立人が国民年金の加入手続きを行った時期は、申立人の国民年金手帳記号番号の前後の番号が付与された任意加入被保険者の被保険者資格取得日から、平成元年 2 月と推認できることから、その時点において、申立期間の保険料は過年度納付により納付することは可能であった。

また、申立人のオンライン記録によると、平成元年 4 月に申立人に対して過年度納付書が発行されていることが確認でき、昭和 63 年度の国民年金保険料が現年度納付により納付されていることを踏まえると、当該納付書は申立期間について発行されたものと推認できる上、申立人は、遡ってまとめて納付した保険料額は 7 万円ぐらいと述べており、申立期間の保険料をまとめて納付した場合、その保険料額は 6 万 6,600 円となり、申立人の述べている金額とおおむね一致する。

さらに、申立人は、申立期間を除く国民年金の加入期間について、国民年

金保険料を全て納付している上、申立期間は、1回、かつ9か月と短期間である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を平成15年4月28日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を16万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和29年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成15年4月28日から同年5月8日まで

私は、平成15年4月28日にA社に入社した。同社において厚生年金保険の被保険者資格を取得した日が同年5月8日となっているが、初めて支給された給与の明細書では、2か月分の厚生年金保険料が控除されている。

調査の上、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

雇用保険被保険者記録、A社の回答、同社が保管しているタイムカード及び賃金台帳兼源泉徴収簿並びに申立人が所持している平成15年5月の給与明細書から判断すると、申立人は、同社に同年4月28日から勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における平成15年5月のオンライン記録から、16万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、A社は、「納付したと考えていたが、当社の資料から、納付していないことが判明した。」と回答している上、同社が保管する健康保険厚生年金保険被保険者資格取得確認および標準報酬決定通知書にお

いて、申立人の資格取得日が平成 15 年 5 月 8 日となっていることから、事業主が同日を資格取得日として届け、その結果、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る同年 4 月の保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立期間のうち、平成元年12月31日から2年4月11日までの期間について、申立人のA社における厚生年金保険被保険者資格の喪失日は、同年4月11日であると認められることから、申立人の当該期間の資格喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、当該期間の標準報酬月額については、18万円とすることが妥当である。

申立期間のうち、平成2年4月11日から同年9月27日までの期間について、申立人は、当該期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における上記訂正後の資格喪失日（同年4月11日）に係る記録を同年9月27日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を、18万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る平成2年4月11日から同年9月27日までの期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和42年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成元年12月31日から2年9月27日まで

私は、昭和62年4月1日にA社へ入社し、63年12月末で一度退職したが、平成元年4月に再度入社し、2年9月26日まで勤務していた。

しかし、ねんきん特別便ではA社での厚生年金保険被保険者記録が、平成元年12月31日までとなっているので納得できない。給料明細書があるので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間のうち、平成元年12月31日から2年4月11日までの期間について、申立人のA社における厚生年金保険被保険者資格の喪失日は元年12月31日となっているが、当該喪失処理は、同社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった（以下「全喪」という。）同年12月31日より後の2年4月11日付けで行われている上、同日において、全喪日より後に記録

されていた多数の同僚の同社における資格喪失日の記録が取り消され、元年12月31日に訂正されていることが確認できる。

また、雇用保険の加入記録から、申立人が当該期間にA社に継続して勤務していたことが確認できる。

さらに、A社に係る商業登記簿の履歴事項全部証明書によると、同社は、昭和46年2月2日に成立し、平成14年12月3日に解散していることが確認できることから、同社は、当該期間において厚生年金保険の適用事業所としての要件を満たしていたと認められ、当該適用事業所でなくなったとする処理を行う合理的な理由は見当たらない。

これらを総合的に判断すると、申立人について、社会保険事務所（当時）において遡って被保険者資格の喪失処理を行う合理的な理由は無く、当該喪失処理に係る記録は有効なものとは認められないことから、申立人のA社に係る資格喪失日は、上記の申立人に係る資格喪失処理が行われた平成2年4月11日とすることが必要である。

なお、当該期間に係る標準報酬月額については、当該喪失処理前のA社における申立人の記録から、18万円とすることが妥当である。

申立期間のうち、平成2年4月11日から同年9月27日までの期間について、上記雇用保険の加入記録及び申立人から提出のあった給料明細書から判断すると、申立人は、当該期間にA社に継続して勤務し、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、当該期間に係る標準報酬月額については、申立人の給料明細書から、18万円とすることが妥当である。

一方、社会保険事務所の記録によれば、A社は、平成元年12月31日に全喪しており、当該期間においては厚生年金保険の適用事業所としての記録が無い。しかし、上記のとおり、同社は、当該期間においても法人の事業所であったことが確認できることから、当時の厚生年金保険法に定める適用事業所の要件を満たしていたものと判断される。

なお、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、A社は、当該期間において適用事業所でありながら、社会保険事務所に適用の届出を行っていなかったと認められることから、申立人の当該期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を21万3,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和39年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成19年2月20日  
厚生年金保険の記録では、平成19年2月20日の賞与の記録が無い。  
給与明細を提出するので、調査の上、記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人及びA社から提出された申立期間の賞与に係る給与明細から、申立人は、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立人の申立期間に係る標準賞与額については、上記の給与明細で確認できる厚生年金保険料控除額から、21万3,000円とすることが必要である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立期間当時に賞与支払届を提出しておらず、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に訂正の届出を行ったと回答していることから、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。



## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を26万4,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和34年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成19年2月20日  
厚生年金保険の記録では、平成19年2月20日の賞与の記録が無い。  
給与明細を提出するので、調査の上、記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人及びA社から提出された申立期間の賞与に係る給与明細から、申立人は、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立人の申立期間に係る標準賞与額については、上記の給与明細で確認できる厚生年金保険料控除額から、26万4,000円とすることが必要である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立期間当時に賞与支払届を提出しておらず、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に訂正の届出を行ったと回答していることから、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を15万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和49年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成19年2月20日

厚生年金保険の記録では、平成19年2月20日の賞与の記録が無いが、保険料を控除されていたので、調査の上、記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A社から提出された申立期間の賞与に係る給与明細から、申立人は、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立人の申立期間に係る標準賞与額については、上記の給与明細で確認できる厚生年金保険料控除額から、15万6,000円とすることが必要である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立期間当時に賞与支払届を提出しておらず、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に訂正の届出を行ったと回答していることから、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の平成10年5月から11年3月までの期間及び同年5月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏名 : 女  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和52年生  
住所 :

### 2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 平成10年5月から11年3月まで  
② 平成11年5月

私は、平成9年\*月に20歳となり国民年金に加入したが、しばらくして国民年金保険料を納付しなくなった。その後、12年3月頃、大学院進学を前にして将来(の年金)が心配になったため、私の母親と一緒に自宅近くの役所の出張所に行き、「未納分の保険料のうち、払えるものは全て払わせてほしい。」と申し出て、その時点で遡<sup>おぼ</sup>って納付することができる未納期間の保険料を全額納付したことをはっきり憶えている。

私は、平成12年3月の時点で、申立期間①及び②の国民年金保険料を遡<sup>おぼ</sup>って納付することは、制度上、可能であると聞いており、当該期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、平成12年3月頃、自宅近くの役所の出張所に行き、その時点で遡<sup>おぼ</sup>って納付することができる未納期間の国民年金保険料を全額納付したと述べているが、申立人は、当該出張所で納付した未納期間の始期及び終期を具体的に憶<sup>おぼ</sup>えておらず、保険料の納付金額についても全く記憶していないなど、申立期間①及び②の保険料の納付状況が不明である。

また、オンライン記録によると、平成13年6月に、申立期間②のものと推認される過年度納付書が発行されていることが確認できることから、12年3月に当該期間の国民年金保険料を遡<sup>おぼ</sup>って納付したとする申立内容と一致しない。

さらに、申立期間①及び②は、平成9年1月の基礎年金番号導入後の期間であり、同番号に基づき、国民年金保険料の収納事務の電算化が図られてい

た状況下において、同期間の記録管理が適切に行われていなかったとは考え難い。

加えて、申立人が申立期間①及び②の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、口頭意見陳述においても新たな証言や資料を得ることができず、ほかに当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人の平成10年1月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和43年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成10年1月

私は、平成10年1月に会社を退職した際に、市役所で厚生年金保険から国民年金への切替手続を行った。申立期間の国民年金保険料については、市役所で1万円ぐらいを納付したと思う。納付時期及び納付方法についての具体的な記憶は無い。

申立期間の国民年金保険料が未納とされていることに納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の国民年金保険料について、市役所で納付したと主張しているが、申立人は、保険料の納付方法及び納付時期についての記憶が明確でないことから、納付状況が不明である。

また、申立期間は、平成9年1月の基礎年金番号導入後の期間であり、基礎年金番号に基づき国民年金保険料の収納事務の電算化が図られていた状況下において、申立期間の記録管理が適切に行われていなかったとは考え難い。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人の平成8年4月から9年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和27年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成8年4月から9年3月まで

私は、昭和56年10月頃、市役所で国民年金の任意加入手続を行った。

申立期間の国民年金保険料については、前納であったのか、過年度納付であったのかははっきりしないが、市役所内の金融機関又は社会保険事務所（当時）で約13万円前後を一括して納付した。

申立期間の国民年金保険料が未納とされていることに納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の国民年金保険料を一括して納付したと主張しているが、具体的な納付時期の記憶が無いことから、保険料の納付時期が不明である。

また、申立期間の一部は、平成9年1月の基礎年金番号導入後の期間であり、基礎年金番号に基づき国民年金保険料の収納事務の電算化が図られていた状況下において、申立期間の記録管理が適切に行われていなかったとは考え難い。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和46年11月から47年4月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和17年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和46年11月から47年4月まで

私が勤務先を退職した昭和46年11月頃に、私の妻が、私の国民年金の加入手続を区役所で行ってくれた。現在、その際発行された年金手帳を所持している。

申立期間の国民年金保険料については、私の妻が、送付されてきた納付書により区役所で納付していたが、保険料額及び納付頻度の記憶は無い。

申立期間の国民年金保険料が未納とされていることに納得がいかない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、勤務先を退職した昭和46年11月頃に、申立人の妻が、申立人の国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料を納付していたと述べているが、申立人に対して国民年金手帳記号番号が払い出されていることをうかがわせる形跡は見当たらない上、申立人が初めて国民年金被保険者となった平成12年7月の時点において、申立期間の保険料は時効により納付することができないことから、申立人の主張と一致しない。

また、申立人の所持しているオレンジ色の年金手帳は、昭和49年11月以降に発行されていた手帳であるが、申立人は当該年金手帳以外の手帳に関する記憶が無い上、申立人の国民年金の加入手続及び国民年金保険料の納付を行ったとするその妻は、申立人の国民年金の加入手続、保険料額及び納付頻度についての記憶が明確でないことから、国民年金の加入状況及び保険料の納付状況が不明である。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)が無く、ほかに当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。



## 神奈川厚生年金 事案 8110

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 18 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 16 年 9 月 1 日から 17 年 5 月 1 日まで  
私は、申立期間においてA社の派遣社員として、B社C事業所で勤務し、平成 17 年 5 月 1 日から 21 年 4 月末まで同社のパートとして勤務していたが、A社の派遣社員として勤務していた期間の厚生年金保険の被保険者記録が無い。申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

B社の回答及び申立人が自身と一緒にA社からB社C事業所へ派遣されていたと記憶する複数の同僚の証言から、申立人が申立期間において、A社から派遣され、B社C事業所に勤務していたことは推認できる。

しかし、上記の複数の同僚は、「A社は、厚生年金保険に加入させてくれなかった。」と証言しているところ、当該複数の同僚は、オンライン記録において、同社の厚生年金保険被保険者となっていないことが確認できる。

また、上記の同僚一人が所持する平成 17 年 4 月分の給料支払明細書から、厚生年金保険料が控除されていなかったことが確認できる。

さらに、申立人は、申立期間において、国民健康保険に加入していることが確認できる。

このほか、申立人が申立期間において厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 43 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 63 年 6 月頃から平成 3 年 12 月 12 日まで  
私は、A社に勤務していた昭和 63 年 6 月頃から平成 3 年 12 月 11 日までの期間について、同社の代表者であった義理の祖父から、厚生年金保険料を納付していたと聞いていた。  
しかし、申立期間の厚生年金保険の記録が無いので、調査の上、被保険者期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間においてA社に勤務していたと主張している。  
しかしながら、A社の代表者は、既に亡くなっており、勤務実態について確認することができない上、申立人が一緒に勤務していたと主張する申立人の元夫から、申立人の申立期間に係る勤務実態について聴取したが、勤務を確認できる具体的な回答を得ることができなかった。  
また、A社は、厚生年金保険の適用事業所となっていないことが確認できる。  
さらに、上記の元夫は、「A社では、社会保険について、国民年金及び国民健康保険で対応するように言われており、厚生年金保険に加入していなかった。」と供述している。  
加えて、申立人は、国民健康保険の加入記録において、昭和 63 年 6 月 7 日に資格を取得し、平成 4 年 1 月 21 日に資格を喪失していることが確認できる。  
このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。  
これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、

申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 22 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 43 年 8 月頃から同年 12 月頃まで  
② 昭和 48 年 3 月頃から同年 12 月頃まで  
③ 昭和 49 年 1 月頃から 55 年 12 月頃まで

私は、申立期間①はA社に、申立期間②はB社に、申立期間③はC社に勤務していたが、厚生年金保険の被保険者記録が無い。

申立期間①から③までを被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人が記憶する同僚の証言から、当該期間において、申立人がA社に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、申立人が記憶している職種が同じであった上記同僚を含めた3名の同僚及び上記同僚が記憶している別の3名の同僚も、A社における厚生年金保険の被保険者記録は無い。

また、A社の事業主は既に死亡しているため、申立人の厚生年金保険料の控除について確認することができない。

さらに、A社に係る事業所別被保険者名簿には、当該期間において申立人の氏名は見当たらず、健康保険被保険者証の番号に欠番は無い。

申立期間②について、B社と同じグループ会社のC社の元事業主の証言から、期間は特定できないものの、申立人がB社に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、オンライン記録では、申立人が記憶する住所地にはB社という名称の厚生年金保険の適用事業所は見当たらない上、管轄の法務局において、商業登記の記録も確認できない。

また、申立人及びC社の元事業主が記憶している、B社の事業主は、連

絡先が不明なことから、申立人の厚生年金保険料の控除について確認することができない。

さらに、申立人は、「B社の従業員は、事業主と私の2名だけであった。」と述べていることから、同社は、当該期間において、厚生年金保険の強制適用事業所でなかった可能性がうかがえる。

申立期間③について、申立人は、C社に勤務していたと主張しているところ、申立人の同社に係る雇用保険の記録において、昭和50年4月1日に資格を取得、同年12月1日に離職、その後、52年7月1日に資格を再度取得し、53年1月20日に離職していることが確認できる。

しかしながら、オンライン記録では、申立人が記憶する住所地には、C社という名称の厚生年金保険の適用事業所は見当たらない上、管轄の法務局において、商業登記の記録も確認できない。

また、C社の元事業主は、「経理関係は外部の者に任せていたのではっきり分からないが、会社は厚生年金保険の適用事業所ではなかったかもしれない。申立人の保険料控除についても分からない。」と述べているところ、当該事業主は、当該期間は国民年金に加入し、当該期間のうち、昭和50年4月から55年12月までの国民年金の保険料を納付していることが確認できる。

さらに、申立人が記憶している1名の同僚及び経理関係を担当していたとする者については、連絡先が不明なことから、申立人の保険料控除について確認することができない。

加えて、申立人は、雇用保険の記録において、昭和53年11月21日に、C社以外の事業所で資格を取得していることが確認できる。

このほか、申立人は、申立期間①から③までに係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料を所持しておらず、申立人の当該期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間①から③までに係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。